

平成25年10月3日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	「Responsible Conduct In the Global Research Enterprise : A Policy Report」(IAP(the global network of science academies))の和訳業務
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り(管理課にて配布)
納 入 期 限	平成25年11月12日(火)
見積書 証明書(※) 提出期限	平成25年10月9日(水)12:00まで (郵送の場合は10月8日(火)18:00まで) ※提出を要する証明書 (1)業務の実施が決定した場合に本業務を担当する連絡責任者及び 翻訳担当の責任者・翻訳実施者の業務体制がわかる証明書 (2)我が国の行政機関又は大学等の研究機関が作成する報告書や 学術論文等の翻訳受注実績がわかる証明書
見積書・証明書提 出先及び仕様書交 付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 Tel03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係長 遠藤克彦
仕様書問合せ先	内閣府日本学術会議事務局企画課専門職 Tel03-3403-3768
担 当 者 名	田原 知世
競争に参加する者に 必要な資格及び注 意事項	HP上の「オープンカウンター方式について」を参照

仕様書

1. 件名

「Responsible Conduct In the Global Research Enterprise : A Policy Report」(IAP(the global network of science academies)) の和訳業務

2. 目的

IAP(the global network of science academies)により作成された「Responsible Conduct In the Global Research Enterprise : A Policy Report」(英文) を和訳して参照し、日本学術会議における審議等の活動に活用する。

3. 履行期限 平成25年11月12日(火)

4. 業務内容

- (1) 「Responsible Conduct In the Global Research Enterprise : A Policy Report」(IAP(the global network of science academies)) (英語) を和訳すること。翻訳を行うべき英語原稿全文については、落札者に対し、電子データ(PDF形式)にて支給する。
- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに支出負担行為担当官が指定する職員(以下、「監督職員又は検査職員」という。)と協議して、「業務スケジュール予定表」(様式自由)を作成し、監督職員の了解を得ること。
受注者は、都合により業務スケジュール予定表を変更する必要があるときは、監督職員又は検査職員と十分協議の上、履行期限の範囲内で調整することとする。
- (3) 受注者は、業務スケジュール予定表に基づき、成果物を電子媒体で計画的に提出すること。成果物の提出に当たっては、監督職員又は検査職員の指示に従い、所定の体裁に整えて提出すること。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たり、翻訳の文法表現、学術用語等に疑義が生じた場合は、3案程度の翻訳案を示し、監督職員又は検査職員と協議した上で使用を決定すること。
- (5) 監督職員又は検査職員が本文書の翻訳の質の向上等を目的として翻訳の修正又は翻訳のやり直しを指示した場合は、怠りなくこれに従い、十分な翻訳であると認めるまで校正を行った上で、納品を行うものとする。
- (6) 不明な点は監督職員の指示に従うこと。

5. 履行体制及び実施の条件

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、履行期限等、本仕様書に定める事項を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、我が国の行政機関又は大学等の研究機関が作成する報告書や学術論文等の翻訳経験が豊富な優秀な翻訳者を必要人数確保し、本業務に従事させること。
- (3) 受注者は、随時監督職員又は検査職員の求めに応じ、本業務の進行状況を報

告すること。また、場合によっては中間報告書の提出を求めることがある。

- (4) 受注者は、不測の事態により、業務スケジュール予定表に定められた期日までに業務を終了することが困難と見込まれる場合は、遅滞なくその旨を監督職員又は検査職員へ連絡し、その指示に従うこと。この場合、受注者は、業務の遂行が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するよう努めること。
- (5) 受注者は、必要に応じて、監督職員又は検査職員と打ち合わせを行い、疑義が生じた場合には、監督職員又は検査職員と協議すること。
- (6) 受注者は、当該業務の実施に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。
- (7) その他仕様書に定めのない事項については、監督職員及び検査職員並びに受注者の協議により解決すること。

6. 納品成果物（最終版）

電子媒体にて、以下のとおり提出すること。

形式：CD-R 2枚

記録データ：Word形式（バージョンについては、落札者と協議する。）

7. 成果物の納入場所

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

担当：日本学術会議事務局 企画課審査係

8. 成果物の著作権等

翻訳の対象文書の著作権は、Inter Academy Council と IAP (the global network of science academies) が有する。本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら日本学術会議事務局の責めに帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9. 照会先

本仕様書に関する照会先は、以下のとおり。

担当：日本学術会議事務局 企画課 吉田課長補佐（総括係）

田原専門職（審査係）

電話：03-3403-3768 FAX：03-3403-1260